

西置賜 1 市 3 町による公の施設（文化施設）の相互利用の開始について

西置賜 1 市 3 町（長井市・小国町・白鷹町・飯豊町）は、公の施設（文化施設）の利用促進、住民間の交流拡大、住民福祉の増進を図るため、各市町が設置する公の施設のうち、ホールを有する文化施設の相互利用に関する協定を締結しました。

該当施設名

長井市民文化会館 長井市館町北 5 の 1 0 TEL 8 4 - 6 0 5 1

休館日：毎週月曜日、年末年始（12月28日～1月3日）

小国町おぐに開発総合センター

小国町大字岩井沢 7 0 4 TEL 6 2 - 2 1 4 1

休館日：毎週月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

白鷹町文化交流センターあゆ〜む

白鷹町大字鮎貝 7 3 3 1 TEL 8 5 - 9 0 7 1

休館日：毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

飯豊町町民総合センターあ〜す

飯豊町大字椿 3 6 2 2 TEL 7 2 - 3 1 1 1

休館日：毎週月曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

- ◆対象となる施設を 1 市 3 町の住民及び団体が同じ条件で利用（使用）できるようになり目的や人数に応じて、施設を自由に選択することが可能になります。
- ◆令和 4 年 4 月 1 日（金）の利用（使用）申請から対象となります。
- ◆対象となる施設の条例などで定める利用（使用）料金が 1 市 3 町の住民及び団体に適用されます。施設ごとに料金が異なりますので、詳しくは、各施設にお問い合わせください。
（上記は「ながい市報 3 月」掲載文より）

上記の協定により、長井市民文化会館も 1 市 3 町の文化施設として、小国町、白鷹町、飯豊町の皆様にも、相互利用をいただけることになりました。これまで以上に、多くの皆様にご利用いただき、親しまれる文化施設を目指して参りたいと存じます。

本会館のご利用にあたっては、会館の設備、備品、ご利用にあたってのお願いなどは、これまで同様です。減免・免除等を含むご利用につきましては、「長井市民文化会館の管理運営等に関する規程」が告示されましたので、「規程」に則りご利用いただきます。ご利用料金等の詳細につきましては、会館 HP をご覧いただくか会館窓口にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

「長井市民文化会館の管理運営等に関する規程」による減免について

(以下規程より抜粋)

- (1) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町並びに各市町の教育委員会が主催または共催する行事のため使用するとき (免除)
- (2) 長井市民文化会館が主催または共催する事業で使用するとき (免除)
- (3) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町に所在する幼児施設、小学校および中学校が主催する文化および教養の向上と福祉の増進を図る行事で使用するとき (ただし、入場料として1,500円を超える金額を徴収する場合を除く。) (免除)
- (4) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町に所在する高等学校が主催する文化および教養の向上と福祉の増進を図る行事で使用するとき (ただし、入場料として1,500円を超える金額を徴収する場合を除く。) (50%減額)
- (5) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町の社会教育団体および社会福祉団体が全市的な規模で実施する行事に使用するとき (ただし、入場料として2,500円を超える金額を徴収する場合を除く。) (免除)
- (6) 長井市、小国町、白鷹町及び飯豊町の住民が、会館の運営に支障をきたさない範囲において、文化および教養の向上と福祉の増進を図るための練習、研修および発表にホール、楽屋またはホワイエを使用するとき (ただし、入場料として3,000円を超える金額を徴収する場合を除く。) (50%減額)
- (7) 長井文化協会、小国町文化協会、白鷹町芸術文化協会および飯豊町芸術文化協会に所属する団体が、文化および教養の向上と福祉の増進を図る行事で大会議室、中会議室、会議室1、会議室2、会議室3、和室、談話室1、談話室2、フリースペース1またはフリースペース2を使用するとき (50%減額)
- (8) 市長が特に認めるもの (50%減額)